日金協第２０－７０号
平成２０年８月２０日

新栄信販
代表者　宮本　好隆　殿
（日本貸金業協会会員第００５００６号）

日本貸金業協会
会長　小杉　俊二

会員権の消滅について（通知）

貴社は、大阪府知事より平成２０年８月５日付で、貸金業法第２４条の６の５第１項の規定に基づき、登録取消処分を受けました。

これに伴い、貴社は同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定によりその旨通知します。

以上